

可児市ネーミングライツ導入ガイドライン

平成24年7月25日

改訂 平成28年10月1日

改訂 令和7年6月1日

1 趣旨

市の施設及びイベント等（以下、「施設等」という。）に愛称を付与する権利（以下、「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象施設や募集、選定方法等について、基本的な考えをまとめたものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

- （１）厳しい財政状況の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行います。
- （２）民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高めることや、地域の活性化を図ります。

3 ネーミングライツの内容

ネーミングライツは、市と法人その他の団体（以下、「事業者」という。）との契約により、ネーミングライツを取得した事業者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価を得て、施設等の持続可能な運営に資する方法です。

市は、ネーミングライツ導入後、愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更をせず、施設等の所有権、運営等には影響を与えないものとします。

4 対象となる施設等

ネーミングライツの導入対象となる施設等として、文化施設、スポーツ施設、公園、道路等のインフラ施設、イベントや講座等のソフト事業を想定しています。また、ホールやロビー等、施設の一部への導入も可能です。

ただし、庁舎、学校施設など、施設の性格上、企業名や商品名等の愛称を付するのが適当でないものは対象外とする他、すでに市民公募等による愛称をもつ施設などの、施設名称の設定に経緯があるものへの導入検討にあたっては、その経緯等を十分勘案するものとします。

5 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして「（１）市が選定した施設等についてネーミングライツパートナーの募集を行う場合（以下、「募集型」という。）」と、「（２）事業者の提案を募集する場合（以下、「提案募集型」という。）」があります。

（１）募集型の手続きの流れ。

- ①対象施設の選定
- ②命名権料、条件等の調査
- ③募集要項の作成
- ④ネーミングライツ選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による募集要項の審査

- ⑤ネーミングライツパートナーの募集
- ⑥選定委員会による優先交渉権者の選定
- ⑦優先交渉権者との契約協議及び契約締結
- ⑧愛称の使用開始

(2) 提案募集型の手続きの流れ。

- ①事業者からの事前相談
- ②事業者からの提案書の受付
- ③選定委員会による検討及び採用の可否の決定
- ④優先交渉権者との契約協議及び契約締結
- ⑤愛称の使用開始

※提案募集型の場合で、市が施設等を選定し、あらためてネーミングライツパートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、選定委員会による検討の結果、手続きの途中で募集型の手続きに転換することもあります。

6 命名権料

原則、施設ごとにサウンディング型市場調査等によって市場価格を把握して決定します。

7 契約期間

契約期間は原則3年以上とします。ただし、イベント等のソフト事業の場合は、契約締結日から一連の事業が終了する日までを基本とし、複数年度にわたる契約の可否については、案件ごとに個別に判断するものとします。

8 応募できる事業者

可児市広告掲載取扱要綱第3条各号及び可児市広告掲載基準第3条各号の規定に該当しない事業者を対象とします。

9 募集方法

- (1) 募集（新規・更新）は原則公募とし、必要な事項は、募集要項及び審査基準を作成します。
- (2) 更新の場合は、審査基準において、現パートナーであるか否かを考慮した配点を行うことができるものとします。
- (3) 市ホームページ、広報紙等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供等、多様な媒体を活用して幅広く周知します。
- (4) 募集期間は、原則として1カ月以上確保します。
- (5) 応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度公募の実施について検討を行います。

10 契約

協議が整った場合には、契約を締結します。

11 費用負担

命名権料以外の市とネーミングライツパートナーの費用負担は、原則次によるものとします。

No.	区 分	費用負担
1	愛称を用いた看板等の設置、変更及び維持管理	ネーミングライツパートナー
2	周辺道路の施設案内標識の表示変更	
3	契約期間終了時の原状回復	
4	市が作成する印刷物や市のホームページの変更	市

12 愛称の条件

- (1) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。
- (2) 施設等の特性により、特定の地名等を含めるなど、各施設の募集要項に条件を定めることができます。
- (3) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することができます。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合には、市とネーミングライツパートナーとで協議のうえ、その可否を判断します。
- (5) 可児市広告掲載取扱要綱第4条各号及び可児市広告掲載基準第4条各号の規定に該当しないものとします。

13 指定管理者制度導入施設の取り扱い

指定管理者制度の趣旨を踏まえ、ネーミングライツの導入が指定管理者の管理運営の不利益にならないよう、次のような観点に留意するものとします。

(1) 契約期間

指定管理期間とネーミングライツの契約期間の終期を合わせるなど、適切な期間設定を行うものとします。

(2) 競合への配慮

指定管理者以外の事業者からの提案については、該当事業者の事業内容及び提案が、現指定管理者の事業、施設管理、施設運営と競合しないものとします。

(3) 選定における考慮

公募における審査基準において、必要に応じて、現指定管理者であるか否かを考慮した配点を行います。

(4) 費用負担の考え方

現指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理業務に係る経費とみなさないものとします。

(5) 協定書等の変更

ネーミングライツの導入に伴い、市は現指定管理者と協議を行い、必要に応じて、指定管理者業務に係る協定書等に必要事項を追記するなどして、疑義が生じないようにします。

14 ネーミングライツパートナーに対する特典等

ネーミングライツパートナーに特典等を付与する場合は、対象施設ごとに施設の設置目的や関連法令等の規定をふまえ、ネーミングライツパートナーとの協議のうえ、適切に設定・運用します。

特典の例としては、以下に掲げるものがあります。

- (1) 施設看板及び案内標識等への愛称の標示
- (2) 施設パンフレット等の愛称記載
- (3) 広報媒体やホームページ等による広報
- (4) 施設の設置目的や関連法令等の範囲内で定めるもの（施設の利用、広告の掲出など）

15 契約解除

ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき、または信用失墜行為に伴い、施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときなど、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるとき、市は契約を解除することができます。この契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

16 その他

- (1) ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) 契約相手方の情報(事業者名、契約期間、契約金額等)は、契約締結後に公表します。なお、契約相手以外の情報については公表しません。

17 所管部署

総括：ガイドラインの策定、選定委員会事務、HP掲載、提案募集型の受付・・・財政課
実施：施設の選定、応募要項の策定、公募、契約、公表等・・・所管課

18 適用時期

このガイドラインは、令和7年6月1日から適用します。